

# 令和7年度第2回北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会総会

## 次第

令和7年（2025年）10月24日（金）  
書面開催

### 1 審議内容

環境省北海道地方環境事務所新ひだか自然保護官事務所の加盟について

### 2 資料

- ・環境省北海道地方環境事務所新ひだか自然保護官事務所の加盟依頼に係る表決書
- ・加盟団体の追加について
- ・新ひだか自然保護官事務所概要
- ・「北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会会則」 新旧対照表（案）
- ・「北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（遭対協）が行う山岳遭難捜索活動」 新旧対照表（案）

# 加盟団体の追加について

## 1. 内容

新ひだか自然保護官事務所の本協議会加盟について

## 2. 理由

令和6年6月25日の日高山脈襟裳十勝国立公園指定に伴い、国立公園に関係する機関との連絡調整や日高山脈襟裳十勝国立公園協議会との相互の情報共有、安全な登山と環境保護に関するルールとマナーの啓蒙活動など多岐にわたる点において、国立公園の管理者として環境省北海道地方環境事務所新ひだか自然保護官事務所との連携が必要になっており、北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会への加盟を依頼するもの。

## 3. 所属部会

北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会会則第8条部会の所掌事務のうち新ひだか自然保護官事務所の業務と役割を鑑みて総務部会、指導対策部会、救助対策部会へ所属することとする。

※会則抜粋（該当事項）

### (1) 総務部会

ア 協議会の加盟団体並びに部会相互の連絡調整に関すること。

イ 遭難対策の制度上における問題点の検討に関すること。

### (2) 指導対策部会

ア 安全な登山思想の普及に関すること。

イ 山岳遭難防止の指導に関すること。

### (3) 救助対策部会

イ 遭難者の捜索・救助活動の連絡調整並びに救助訓練に関すること。

## 4. 会則等の改正案

別紙のとおり

(1) 北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会会則（案）

(2) 北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（遭対協）が行う山岳遭難捜索活動（案）

## 5. 新ひだか自然保護官事務所及び日高山脈襟裳十勝国立公園協議会との連携

(1) 令和6年7月26日 日高地方山岳遭難防止対策協議会救助対策部会  
遭対協の依頼でオブザーバーとして参加

(2) 令和6年7月26日 日高地方山岳遭難防止対策協議会指導対策部会  
遭対協の依頼でオブザーバーとして参加

(3) 令和7年5月26日 日高山脈襟裳十勝国立公園夏山登山の5つの心得  
遭対協HPに日高山脈襟裳十勝国立公園協議会発行の「日高山脈襟裳十勝国立公園夏山登山の5つの心得」リンク貼り付け

※その他令和7年7月12日に開催された「日高山脈襟裳十勝国立公園指定1周年記念シンポジウム」へ安全な登山思想啓発ブースを設置するなど今後、国立公園イベントと連携していくことが考えられる。

## 新ひだか自然保護官事務所の概要

**施設名称** 北海道地方環境事務所 新ひだか自然保護官事務所  
**所在地** 北海道日高郡新ひだか町静内本町5丁目1-21  
**電話** 0146-49-2172  
**開設** 令和6年4月1日  
**配置人員** 自然保護官、自然保護官補佐 各1名

### <開設の目的>

国立公園の管理運営並びに希少野生動物の保護について、現地の管理体制を強化し、地域に密着した業務を実施することを目的として、新ひだか町内に自然保護官事務所を開設しました。

### <新ひだか自然保護官事務所の業務>

日高山脈襟裳十勝国立公園の自然環境の把握、地域の関係者との調整や国立公園の管理運営等に関する業務を実施。

また、管轄区域におけるシマフクロウ、タンチョウ等の希少野生動物の保護増殖等に関する業務を実施。

#### <管轄区域>

日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町



新	旧	備 考
<p>(名称) 第1条 この会は、北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、日高振興局管内における山岳遭難事故防止及び遭難者の捜索・救助に必要な対策を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。                      (1) 遭難事故防止対策及び啓蒙宣伝に関すること。                      (2) 遭難事故の調査研究に関すること。                      (3) 遭難者の捜索救護に関すること。                      (4) 必要な施設の改善拡充に関すること。                      (5) 登山道徳の高揚に関すること。                      (6) その他、前条の目的達成に必要なこと。</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別表に掲げる団体機関（以下「加盟団体」という）及びこの会の賛助する会員をもって組織する。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 協議会に、会長及び副会長をおく。                      (1) 会 長 1 名                      (2) 副会長 5 名                      2 会長は日高振興局長、副会長は、3部会の部会長をもってこれにあてる。</p> <p>(会長及び副会長の任務) 第6条 会長は会務を総理し、総会の議長となる。                      2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の設置) 第7条 協議会に、次の部会をおく。                      (1) 総務部会                      (2) 指導対策部会                      (3) 救助対策部会                      2 加盟団体の所属すべき部会は、別紙のとおりとする。                      3 部会の部会長は次の職にあるものをもってこれにあてる。                      (1) 総務部会 日高振興局地域創生部長                      (2) 指導対策部会 日高教育局次長                      (3) 救助対策部会 門別警察署長、静内警察署長、浦河警察署長                      4 部会長は、部会の業務を掌握し部会の議長となる。                      なお、救助対策部会の議長は警察署長間の協議によって決定する。                      5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がこれにあたる。</p>	<p>(名称) 第1条 この会は、北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、日高振興局管内における山岳遭難事故防止及び遭難者の捜索・救助に必要な対策を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。                      (1) 遭難事故防止対策及び啓蒙宣伝に関すること。                      (2) 遭難事故の調査研究に関すること。                      (3) 遭難者の捜索救護に関すること。                      (4) 必要な施設の改善拡充に関すること。                      (5) 登山道徳の高揚に関すること。                      (6) その他、前条の目的達成に必要なこと。</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別表に掲げる団体機関（以下「加盟団体」という）及びこの会の賛助する会員をもって組織する。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 協議会に、会長及び副会長をおく。                      (1) 会 長 1 名                      (2) 副会長 5 名                      2 会長は日高振興局長、副会長は、3部会の部会長をもってこれにあてる。</p> <p>(会長及び副会長の任務) 第6条 会長は会務を総理し、総会の議長となる。                      2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の設置) 第7条 協議会に、次の部会をおく。                      (1) 総務部会                      (2) 指導対策部会                      (3) 救助対策部会                      2 加盟団体の所属すべき部会は、別紙のとおりとする。                      3 部会の部会長は次の職にあるものをもってこれにあてる。                      (1) 総務部会 日高振興局地域創生部長                      (2) 指導対策部会 日高教育局次長                      (3) 救助対策部会 門別警察署長、静内警察署長、浦河警察署長                      4 部会長は、部会の業務を掌握し部会の議長となる。                      なお、救助対策部会の議長は警察署長間の協議によって決定する。                      5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する者がこれにあたる。</p>	

新	旧	備 考
<p>(部会の所掌事務)</p> <p>第8条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部会</p> <p>ア 協議会の加盟団体並びに部会相互の連絡調整に関すること。</p> <p>イ 遭難対策の制度上における問題点の検討に関すること。</p> <p>ウ 救助隊の出勤に要した経費の負担等に関すること。</p> <p>エ 他の部会に属さないこと。</p> <p>(2) 指導対策部会</p> <p>ア 安全な登山思想の普及に関すること。</p> <p>イ 山岳遭難防止の指導に関すること。</p> <p>(3) 救助対策部会</p> <p>ア 遭難者の捜索・救助活動に関すること。</p> <p>イ 遭難者の捜索・救助活動の連絡調整並びに救助訓練に関すること。</p> <p>ウ 救助装備に関すること。</p> <p>エ 救助隊員に関すること。</p> <p>オ 登山計画に関すること。</p> <p>(部会業務の担当)</p> <p>第9条 部会業務の担当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部会 北海道日高振興局</p> <p>(2) 指導対策部会 北海道日高教育局</p> <p>(3) 救助対策部会 門別警察署、静内警察署、浦河警察署</p> <p>(監事)</p> <p>第10条 協議会に監事2名をおき、加盟団体の中から選任する。</p> <p>2 監事は協議会の会計を監査し、総会に報告するものとする。</p> <p>3 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 監事は任期満了後も後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 補欠により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 協議会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会</p> <p>ア 総会は、毎年1回以上開催し、会長が召集する。</p> <p>イ 総会は、事業計画・予算の審議・会則の改正・監事の選任の他、会長が必要と認めた事項を協議決定する。</p> <p>(2) 部会</p> <p>ア 部会は、必要に応じ部会長が召集する。</p> <p>イ 部会は、山岳遭難防止対策の専門的事項を協議決定する。</p> <p>(会議の議決)</p> <p>第12条 会議は、加盟団体(部会にあっては、部会所属の加盟団体)の過半数をもって成立する。</p> <p>2 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 協議会の庶務並びに会計事務を処理するため、事務局を日高振興局危機対策室内におく。</p> <p>2 事務局には次の職員をおく。</p> <p>(1) 事務局長 1名</p> <p>(2) 書記 若干名</p> <p>3 事務局長は、日高振興局危機対策室主幹の職にあるものをもってこれにあて、会長の命をうけて事務局を総括する。</p>	<p>(部会の所掌事務)</p> <p>第8条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部会</p> <p>ア 協議会の加盟団体並びに部会相互の連絡調整に関すること。</p> <p>イ 遭難対策の制度上における問題点の検討に関すること。</p> <p>ウ 救助隊の出勤に要した経費の負担等に関すること。</p> <p>エ 他の部会に属さないこと。</p> <p>(2) 指導対策部会</p> <p>ア 安全な登山思想の普及に関すること。</p> <p>イ 山岳遭難防止の指導に関すること。</p> <p>(3) 救助対策部会</p> <p>ア 遭難者の捜索・救助活動に関すること。</p> <p>イ 遭難者の捜索・救助活動の連絡調整並びに救助訓練に関すること。</p> <p>ウ 救助装備に関すること。</p> <p>エ 救助隊員に関すること。</p> <p>オ 登山計画に関すること。</p> <p>(部会業務の担当)</p> <p>第9条 部会業務の担当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部会 北海道日高振興局</p> <p>(2) 指導対策部会 北海道日高教育局</p> <p>(3) 救助対策部会 門別警察署、静内警察署、浦河警察署</p> <p>(監事)</p> <p>第10条 協議会に監事2名をおき、加盟団体の中から選任する。</p> <p>2 監事は協議会の会計を監査し、総会に報告するものとする。</p> <p>3 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 監事は任期満了後も後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 補欠により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 協議会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会</p> <p>ア 総会は、毎年1回以上開催し、会長が召集する。</p> <p>イ 総会は、事業計画・予算の審議・会則の改正・監事の選任の他、会長が必要と認めた事項を協議決定する。</p> <p>(2) 部会</p> <p>ア 部会は、必要に応じ部会長が召集する。</p> <p>イ 部会は、山岳遭難防止対策の専門的事項を協議決定する。</p> <p>(会議の議決)</p> <p>第12条 会議は、加盟団体(部会にあっては、部会所属の加盟団体)の過半数をもって成立する。</p> <p>2 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 協議会の庶務並びに会計事務を処理するため、事務局を日高振興局危機対策室におく。</p> <p>2 事務局には次の職員をおく。</p> <p>(1) 事務局長 1名</p> <p>(2) 書記 若干名</p> <p>3 事務局長は、日高振興局危機対策室主幹の職にあるものをもってこれにあて、会長の命をうけて事務局を総括する。</p>	

「北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会会則」 新旧対照表 (案)

新	旧	備 考
<p>(会の運営) 第14条 協議会の経費は、負担金・交付金及びその他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度) 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(出納の閉鎖) 第15条の2 協議会の出納は翌年度の5月31日をもって閉鎖する。</p> <p>(備付簿冊) 第16条 協議会及び各部に金銭出納簿、その他必要な諸帳簿を備え付けるものとする。</p> <p>(救助活動) 第17条 救助活動については、別に定める。</p> <p>第18条 救助活動に要した経費の負担等は、別に定める。</p> <p>(会長への委任) 第19条 この会則が定めるものの他、協議会の議事・その他運営に関し必要事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則) この会則は、昭和49年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成7年6月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成21年8月25日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成22年7月16日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和5年6月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和6年6月10日から施行する。</p> <p><u>(附則)</u> <u>この会則は、令和7年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(会の運営) 第14条 協議会の経費は、負担金・交付金及びその他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度) 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(出納の閉鎖) 第15条の2 協議会の出納は翌年度の5月31日をもって閉鎖する。</p> <p>(備付簿冊) 第16条 協議会及び各部に金銭出納簿、その他必要な諸帳簿を備え付けるものとする。</p> <p>(救助活動) 第17条 救助活動については、別に定める。</p> <p>第18条 救助活動に要した経費の負担等は、別に定める。</p> <p>(会長への委任) 第19条 この会則が定めるものの他、協議会の議事・その他運営に関し必要事項は、会長が別に定める。</p> <p>(附則) この会則は、昭和49年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成7年6月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成21年8月25日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、平成22年7月16日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和5年6月1日から施行する。</p> <p>(附則) この会則は、令和6年6月10日から施行する。</p>	<p>・本改正に伴う追記</p>

新		旧		備考
別表		別表		
加 盟 団 体		加 盟 団 体		
日 高 振 興 局	日 高 町	日 高 振 興 局	日 高 町	
日 高 教 育 局	平 取 町	日 高 教 育 局	平 取 町	
門 別 警 察 署	新 冠 町	門 別 警 察 署	新 冠 町	
静 内 警 察 署	新 ひ だ か 町	静 内 警 察 署	新 ひ だ か 町	
浦 河 警 察 署	浦 河 町	浦 河 警 察 署	浦 河 町	
日 高 西 部 消 防 組 合	様 似 町	日 高 西 部 消 防 組 合	様 似 町	
日 高 中 部 消 防 組 合	え り も 町	日 高 中 部 消 防 組 合	え り も 町	
日 高 東 部 消 防 組 合	日 高 管 内 観 光 連 盟	日 高 東 部 消 防 組 合	日 高 管 内 観 光 連 盟	
陸 上 自 衛 隊 第 7 師 団	日 高 山 岳 連 盟	陸 上 自 衛 隊 第 7 師 団	日 高 山 岳 連 盟	
室 蘭 地 方 気 象 台	様 似 山 岳 会	室 蘭 地 方 気 象 台	様 似 山 岳 会	
<u>新ひだか自然保護官事務所</u>	浦 河 山 岳 会	日 高 北 部 森 林 管 理 署	浦 河 山 岳 会	・新ひだか自然保護官事務所を追記
日 高 北 部 森 林 管 理 署	静 内 山 岳 会	日 高 南 部 森 林 管 理 署	静 内 山 岳 会	
日 高 南 部 森 林 管 理 署	新 冠 ポ ロ シ リ 山 岳 会	日 高 振 興 局 森 林 室	新 冠 ポ ロ シ リ 山 岳 会	
日 高 振 興 局 森 林 室	平 取 町 山 岳 会		平 取 町 山 岳 会	

新					旧					備考
別紙 加盟団体所属部会					別紙 加盟団体所属部会					
総務部会		指導対策部会	救助対策部会		総務部会		指導対策部会	救助対策部会		
◎日高振興局	日高山岳連盟	◎日高教育局	◎浦河警察署	日高山岳連盟	◎日高振興局	日高山岳連盟	◎日高教育局	◎浦河警察署	日高山岳連盟	
門別警察署	様似山岳会	門別警察署	◎門別警察署	様似山岳会	門別警察署	様似山岳会	門別警察署	◎門別警察署	様似山岳会	
静内警察署	浦河山岳会	静内警察署	◎静内警察署	浦河山岳会	静内警察署	浦河山岳会	静内警察署	◎静内警察署	浦河山岳会	
浦河警察署	静内山岳会	浦河警察署	日高西部消防組合	静内山岳会	浦河警察署	静内山岳会	浦河警察署	日高西部消防組合	静内山岳会	
日高教育局	新冠ポロシリ山岳会	日高振興局	日高中部消防組合	新冠ポロシリ山岳会	日高教育局	新冠ポロシリ山岳会	日高振興局	日高中部消防組合	新冠ポロシリ山岳会	
日高町	平取町山岳会	日高管内観光連盟	日高東部消防組合	平取町山岳会	日高町	平取町山岳会	日高管内観光連盟	日高東部消防組合	平取町山岳会	
平取町	新ひだか自然保護官事務所	室蘭地方气象台	日高北部森林管理署	日高町	平取町	室蘭地方气象台	日高北部森林管理署	日高町		・新ひだか自然保護官事務所を追記
新冠町		日高山岳連盟	日高南部森林管理署	平取町	新冠町	日高山岳連盟	日高南部森林管理署	平取町		
新ひだか町		様似山岳会	日高振興局森林室	新冠町	新ひだか町	様似山岳会	日高振興局森林室	新冠町		
浦河町		浦河山岳会	陸上自衛隊第7師団	新ひだか町	浦河町	浦河山岳会	陸上自衛隊第7師団	新ひだか町		
様似町		静内山岳会	室蘭地方气象台	浦河町	様似町	静内山岳会	室蘭地方气象台	浦河町		
えりも町		新冠ポロシリ山岳会	日高振興局	様似町	えりも町	新冠ポロシリ山岳会	日高振興局	様似町		
		平取町山岳会	新ひだか自然保護官事務所	えりも町		平取町山岳会		えりも町		
		新ひだか自然保護官事務所								

\* ◎は部会業務を担当

\* ◎は部会業務を担当

新	旧	備 考
<p>1 遭対協の役員の所属及び職名</p> <p>(1) 会 長 日高振興局長</p> <p>(2) 副 会 長 総務部会長 = 日高振興局地域創生部長  " 救助対策部会長 = 門別警察署長、静内警察署長、浦河警察署長  " 指導対策部会長 = 日高教育局次長</p> <p>(3) 事 務 局 長 日高振興局地域創生部危機対策室主幹</p> <p>(4) 総 務 部 会 事務担当 = 日高振興局地域創生部危機対策室主査（危機対策）  救助対策部会 事務担当 = 門別警察署地域・交通課長  静内警察署地域課長  浦河警察署地域・交通課長  指導対策部会 事務担当 = 日高教育局教育支援係 研修・地学協働主査</p> <p>2 山岳遭難情報等の共有</p> <p>(1) 山岳遭難が発生した場合、所轄警察署、関係消防組合、関係町、日高振興局は、次の情報を相互に共有する。  ア 遭難の状況（日時、場所、遭難者の氏名・住所、事故発生状況、捜索願受理時間 等）  イ 北海道警察へリ、北海道警察山岳遭難救助隊による捜索状況  ウ 北海道防災へリによる捜索状況  エ 山岳遭難への発展が懸念される情報（山荘への下山遅れ、登山バスの乗り遅れ、林道崩壊による下山困難 等）  オ その他、必要と認められる事項</p> <p>(2) 日高振興局は、山岳遭難等の情報を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(3) 山岳遭難情報の連絡系統は、図-1のとおりとする。</p>	<p>1 遭対協の役員の所属及び職名</p> <p>(1) 会 長 日高振興局長</p> <p>(2) 副 会 長 総務部会長 = 日高振興局地域創生部長  " 救助対策部会長 = 門別警察署長、静内警察署長、浦河警察署長  " 指導対策部会長 = 日高教育局次長</p> <p>(3) 事務局長 日高振興局地域創生部危機対策室主幹</p> <p>(4) 総務部会 事務担当 = 日高振興局地域創生部危機対策室主査（危機対策）  救助対策部会 事務担当 = 門別警察署地域・交通課長  静内警察署地域課長  浦河警察署地域・交通課長  指導対策部会 事務担当 = 日高教育局教育支援係 研修・地学協働主査</p> <p>2 山岳遭難情報等の共有</p> <p>(1) 山岳遭難が発生した場合、所轄警察署、関係消防組合、関係町、日高振興局は、次の情報を相互に共有する。  ア 遭難の状況（日時、場所、遭難者の氏名・住所、事故発生状況、捜索願受理時間 等）  イ 北海道警察へリ、北海道警察山岳遭難救助隊による捜索状況  ウ 北海道防災へリによる捜索状況  エ 山岳遭難への発展が懸念される情報（山荘への下山遅れ、登山バスの乗り遅れ、林道崩壊による下山困難 等）  オ その他、必要と認められる事項</p> <p>(2) 日高振興局は、山岳遭難等の情報を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(3) 山岳遭難情報の連絡系統は、図-1のとおりとする。</p>	<p>救助対策部会への情報共有先に新ひだか自然保護官事務所を追加</p>
<p>図-1 山岳遭難発生情報の連絡系統図</p> <p>①：所轄警察・関係消防組合  ・関係町・振興局の情報共有</p> <p>②：北海道山岳遭難対策協議会  との情報共有</p> <p>③：救助対策部会への情報共有</p> <p>救助対策部会  各警察署  各消防組合  新ひだか自然保護官事務所  日高北部森林管理署  日高南部森林管理署  日高振興局森林室  陸上自衛隊第7師団  室蘭地方气象台  各町  日高山岳連盟  各山岳会</p>	<p>図-1 山岳遭難発生情報の連絡系統図</p> <p>①：所轄警察・関係消防組合  ・関係町・振興局の情報共有</p> <p>②：北海道山岳遭難対策協議会  との情報共有</p> <p>③：救助対策部会への情報共有</p> <p>救助対策部会  各警察署  各消防組合  日高北部森林管理署  日高南部森林管理署  日高振興局森林室  陸上自衛隊第7師団  室蘭地方气象台  各町  日高山岳連盟  各山岳会</p>	

新	旧	備 考
<p>3 山岳会による捜索活動の意向確認</p> <p>(1) 所轄警察署は、遭難者の関係者等に山岳会による捜索の意向を確認し、関係町及び日高振興局に報告する。</p> <p>(2) 関係町は、遭難者の関係者等に捜索費用等を説明のうえ、改めて山岳会による捜索の意向を確認し、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 関係町は、別紙「山岳会による捜索活動依頼書」により、遭難者の関係者等から費用の負担者等を確認する。</p> <p>(4) 山岳会による捜索費用は、「9 山岳会による捜索活動経費」のとおりとする。</p> <p>(5) 日高振興局は、遭難者の関係者等の意向確認結果をその都度、救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(6) 意向確認の連絡系統は、図-2のとおりとする。</p> <div data-bbox="192 625 1172 1516"> <p>図-2 意向確認の連絡系統図</p> <p>①：所轄警察による意向確認                  ②：関係町による意向確認                  ③：北海道山岳遭難対策協議会                  ・救助対策部会への情報共有</p> <p>救助対策部会                  各警察署                  各消防組合                  新ひだか自然保護官事務所                  日高北部森林管理署                  日高南部森林管理署                  日高振興局森林室                  陸上自衛隊第7師団                  室蘭地方气象台                  各町                  日高山岳連盟                  各山岳会</p> </div> <p>4 自衛隊の応援要請</p> <p>(1) 自衛隊による応援の必要性については、関係町と日高振興局が協議のうえ決定する。</p> <p>(2) 自衛隊への災害派遣手続きは、日高振興局が行う。</p>	<p>3 山岳会による捜索活動の意向確認</p> <p>(1) 所轄警察署は、遭難者の関係者等に山岳会による捜索の意向を確認し、関係町及び日高振興局に報告する。</p> <p>(2) 関係町は、遭難者の関係者等に捜索費用等を説明のうえ、改めて山岳会による捜索の意向を確認し、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 関係町は、別紙「山岳会による捜索活動依頼書」により、遭難者の関係者等から費用の負担者等を確認する。</p> <p>(4) 山岳会による捜索費用は、「9 山岳会による捜索活動経費」のとおりとする。</p> <p>(5) 日高振興局は、遭難者の関係者等の意向確認結果をその都度、救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(6) 意向確認の連絡系統は、図-2のとおりとする。</p> <div data-bbox="1282 625 2261 1516"> <p>図-2 意向確認の連絡系統図</p> <p>①：所轄警察による意向確認                  ②：関係町による意向確認                  ③：北海道山岳遭難対策協議会                  ・救助対策部会への情報共有</p> <p>救助対策部会                  各警察署                  各消防組合                  日高北部森林管理署                  日高南部森林管理署                  日高振興局森林室                  陸上自衛隊第7師団                  室蘭地方气象台                  各町                  日高山岳連盟                  各山岳会</p> </div> <p>4 自衛隊の応援要請</p> <p>(1) 自衛隊による応援の必要性については、関係町と日高振興局が協議のうえ決定する。</p> <p>(2) 自衛隊への災害派遣手続きは、日高振興局が行う。</p>	<p>・救助対策部会への情報共有先に新ひだか自然保護官事務所を追加</p>

新	旧	備 考
<p>5 山岳会による搜索活動の決定</p> <p>(1) 遭難者の関係者等から山岳会による搜索の意向が確認された場合、日高振興局は、日高山岳連盟に出動を要請する。</p> <p>(2) 日高山岳連盟は、各山岳会と調整のうえ搜索隊員を選考し、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は関係町と協議のうえ山岳会による搜索活動を決定し、救助対策部会長（所轄警察署）に報告する。</p> <p>(4) 日高振興局は、山岳会による搜索活動の決定を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(5) 山岳会による搜索活動決定時の連絡系統は、図-3のとおりとする。</p> <div data-bbox="172 562 1193 1537" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図-3 山岳会による搜索活動決定時の連絡系統図</p> <p>①：日高山岳連盟への出動要請                  ②：各山岳会との調整                  ③：搜索体制の報告                  ④：搜索活動の協議                  ⑤：搜索活動決定の報告                  ⑥：北海道山岳遭難対策協議会                  ・救助対策部会への情報共有</p> </div>	<p>5 山岳会による搜索活動の決定</p> <p>(1) 遭難者の関係者等から山岳会による搜索の意向が確認された場合、日高振興局は、日高山岳連盟に出動を要請する。</p> <p>(2) 日高山岳連盟は、各山岳会と調整のうえ搜索隊員を選考し、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は関係町と協議のうえ山岳会による搜索活動を決定し、救助対策部会長（所轄警察署）に報告する。</p> <p>(4) 日高振興局は、山岳会による搜索活動の決定を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(5) 山岳会による搜索活動決定時の連絡系統は、図-3のとおりとする。</p> <div data-bbox="1270 562 2261 1537" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図-3 山岳会による搜索活動決定時の連絡系統図</p> <p>①：日高山岳連盟への出動要請                  ②：各山岳会との調整                  ③：搜索体制の報告                  ④：搜索活動の協議                  ⑤：搜索活動決定の報告                  ⑥：北海道山岳遭難対策協議会                  ・救助対策部会への情報共有</p> </div>	<p>・救助対策部会への情報共有先に新ひだか自然保護官事務所を追加</p>

新	旧	備 考
<p>6 連絡会議の開催</p> <p>(1) 山岳会による捜索活動にあたって、各救助対策部会所属団体が把握している情報を共有し、捜索体制等を決定するため、連絡会議を開催する。</p> <p>ア 遭難者の関係者等から捜索の意向が確認されたとき</p> <p>イ 山岳会による捜索が終了したとき</p> <p>(2) 連絡会議の開催日時・場所は、関係町と日高振興局が協議のうえ決定する。</p> <p>(3) 日高振興局は、各救助対策部会所属団体に会議の開催日時・場所を連絡する。</p> <p>(4) 各救助対策部会所属団体は、日高振興局に出席者を報告する。</p> <p>(5) 各救助対策部会所属団体からの主な報告事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 日高振興局・・・・・・・・・・事象の概要、報道対応状況</p> <p>イ 関係町・・・・・・・・・・遭難者関係者等の意向、資機材の提供、公民館等の使用</p> <p>ウ 所轄警察署・・・・・・・・・・事象の詳細、北海道警察ヘリ、北海道警察山岳遭難救助隊の捜索状況</p> <p>エ 関係消防組合・・・・・・・・・・北海道防災ヘリの捜索状況</p> <p>オ 北部・南部森林管理署・・・・・・・・・国有林、林道等の状況、資機材の提供</p> <p>カ 日高振興局森林室・・・・・・・・・・道有林、林道等の状況、資機材の提供</p> <p>キ 室蘭地方気象台・・・・・・・・・・現地の気象状況</p> <p>ク 日高山岳連盟・各山岳会・・・・・・・・現地の状況、捜索体制</p> <p><u>ケ 新ひだか自然保護官事務所・・・・・・・・国立公園に関する事項</u></p> <p>(6) 連絡会議での検討・決定事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 対策本部の体制</p> <p>イ 捜索人員・期間（山岳会による捜索が可能な人員、期間 等）</p> <p>ウ 各団体の役割</p> <p>エ その他、捜索に必要な事項</p> <p>(7) 連絡会議開催の連絡系統は、図-4 のとおりとする。</p> <div data-bbox="311 1102 1053 1816" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図-4 連絡会議開催の連絡系統図</p> <p>①：連絡会議開催の協議 ②：開催日時・場所の連絡 ③：出席者の報告</p> <p>救助対策部会 各警察署 各消防組合 <u>新ひだか自然保護官事務所</u> 日高北部森林管理署 日高南部森林管理署 日高振興局森林室 陸上自衛隊第7師団 室蘭地方気象台 各町 日高山岳連盟 各山岳会</p> </div>	<p>6 連絡会議の開催</p> <p>(1) 山岳会による捜索活動にあたって、各救助対策部会所属団体が把握している情報を共有し、捜索体制等を決定するため、連絡会議を開催する。</p> <p>ア 遭難者の関係者等から捜索の意向が確認されたとき</p> <p>イ 山岳会による捜索が終了したとき</p> <p>(2) 連絡会議の開催日時・場所は、関係町と日高振興局が協議のうえ決定する。</p> <p>(3) 日高振興局は、各救助対策部会所属団体に会議の開催日時・場所を連絡する。</p> <p>(4) 各救助対策部会所属団体は、日高振興局に出席者を報告する。</p> <p>(5) 各救助対策部会所属団体からの主な報告事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 日高振興局・・・・・・・・・・事象の概要、報道対応状況</p> <p>イ 関係町・・・・・・・・・・遭難者関係者等の意向、資機材の提供、公民館等の使用</p> <p>ウ 所轄警察署・・・・・・・・・・事象の詳細、北海道警察ヘリ、北海道警察山岳遭難救助隊の捜索状況</p> <p>エ 関係消防組合・・・・・・・・・・北海道防災ヘリの捜索状況</p> <p>オ 北部・南部森林管理署・・・・・・・・・国有林、林道等の状況、資機材の提供</p> <p>カ 日高振興局森林室・・・・・・・・・・道有林、林道等の状況、資機材の提供</p> <p>キ 室蘭地方気象台・・・・・・・・・・現地の気象状況</p> <p>ク 日高山岳連盟・各山岳会・・・・・・・・現地の状況、捜索体制</p> <p>(6) 連絡会議での検討・決定事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 対策本部の体制</p> <p>イ 捜索人員・期間（山岳会による捜索が可能な人員、期間 等）</p> <p>ウ 各団体の役割</p> <p>エ その他、捜索に必要な事項</p> <p>(7) 連絡会議開催の連絡系統は、図-4 のとおりとする。</p> <div data-bbox="1424 1060 2107 1785" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図-4 連絡会議開催の連絡系統図</p> <p>①：連絡会議開催の協議 ②：開催日時・場所の連絡 ③：出席者の報告</p> <p>救助対策部会 各警察署 各消防組合 日高北部森林管理署 日高南部森林管理署 日高振興局森林室 陸上自衛隊第7師団 室蘭地方気象台 各町 日高山岳連盟 各山岳会</p> </div>	<p>・新ひだか自然保護官事務所の報告事項記載</p> <p>・救助対策部会への情報共有先に新ひだか自然保護官事務所を追加</p>

新	旧	備 考
<p>7 山岳遭難搜索活動</p> <p>(1) 会長（日高振興局長）は、搜索本部長として、搜索活動を総括する。</p> <p>(2) 日高山岳連盟、参加山岳会、関係町、日高振興局が連携して現地搜索活動を行う。</p> <p>(3) 日高振興局は、随時、現地の搜索状況を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(4) 関係町は、遭難者の関係者等との連絡調整を行う。</p> <p>(5) 山岳遭難搜索活動時の連絡系統は、図-5のとおりとする。</p> <div data-bbox="178 483 1187 1438"> <p style="text-align: center;">図-5 山岳遭難搜索活動時の連絡系統図</p> <p>①：搜索状況の共有 ②：遭難者の関係者との連絡調整</p> </div> <p>8 山岳会による搜索活動に関する情報の提供及び伝達</p> <p>(1) 遭難者の関係者等への情報提供は、山岳連盟、関係町、日高振興局が連携して行う。</p> <p>(2) 報道機関への情報提供は、関係町、日高振興局が連携して行う。</p> <p>(3) 日高振興局は、遭難の発生、遭難の状況、山岳会による搜索活動等を北海道遭対協事務局（北海道総務部危機対策課）に報告する。</p>	<p>7 山岳遭難搜索活動</p> <p>(1) 会長（日高振興局長）は、搜索本部長として、搜索活動を総括する。</p> <p>(2) 日高山岳連盟、参加山岳会、関係町、日高振興局が連携して現地搜索活動を行う。</p> <p>(3) 日高振興局は、随時、現地の搜索状況を救助対策部会所属団体及び北海道山岳遭難対策協議会事務局（北海道総務部危機対策課）に共有する。</p> <p>(4) 関係町は、遭難者の関係者等との連絡調整を行う。</p> <p>(5) 山岳遭難搜索活動時の連絡系統は、図-5のとおりとする。</p> <div data-bbox="1261 483 2270 1438"> <p style="text-align: center;">図-5 山岳遭難搜索活動時の連絡系統図</p> <p>①：搜索状況の共有 ②：遭難者の関係者との連絡調整</p> </div> <p>8 山岳会による搜索活動に関する情報の提供及び伝達</p> <p>(1) 遭難者の関係者等への情報提供は、山岳連盟、関係町、日高振興局が連携して行う。</p> <p>(2) 報道機関への情報提供は、関係町、日高振興局が連携して行う。</p> <p>(3) 日高振興局は、遭難の発生、遭難の状況、山岳会による搜索活動等を北海道遭対協事務局（北海道総務部危機対策課）に報告する。</p>	<p>・救助対策部会への情報共有先に新ひだか自然保護官事務所を追加</p>

「北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（遭対協）が行う山岳遭難救助活動」 新旧対照表 （案）

新	旧	備 考
<p>9 山岳会による捜索活動経費</p> <p>(1) 山岳会による捜索活動経費は次のとおりとし、「3 山岳会による捜索活動の意向確認」にあたって、遭難者の関係者等に概算額を提示する。</p> <p>ア 日当（食糧費を含む）・・・・・・・・ 1人あたり1日 30,000円</p> <p>イ 宿泊費（テント泊を含む）・・・・・・・・ 1人あたり1日 10,000円</p> <p>ウ 自動車燃料費・・・・・・・・ 使用車両毎に1日 10,000円</p> <p>エ 諸雑費（通信費、装備品使用料）・・・ 参加山岳会毎に1 捜索活動 5,000円</p> <p>オ その他・・・・・・・・ 其他、捜索活動に必要なとなった費用</p> <p>(2) 日高山岳連盟は、山岳会による捜索活動等が終了したのち捜索隊派遣に要した経費を取りまとめ、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は、日高山岳連盟からの報告に基づき、内容精査のうえ、関係町に報告する。</p> <p>(4) 山岳会による捜索活動経費は、日高山岳連盟口座に納入させることとし、あらかじめ確認した負担者に関係町から請求する。</p> <p>(5) 日高山岳連盟は、負担者から納入された経費を各山岳会又は参加者等の口座に納入する。</p> <p>(6) あらかじめ確認した負担者から山岳会による捜索隊派遣に要した経費の納入がない場合、関係町、日高振興局は、遭難者、遭難者の家族又は関係者等と対応を協議する。</p> <p>10 捜索活動に従事して死傷した場合</p> <p>(1) 北海道遭対協は、1回の活動について8名を限度として包括・無記名の「傷害保険」に係る特約を締結しており、遭対協の山岳遭難救助隊員の保険責任期間は、出勤のため召集された時点から 任務終了後解散した時点までとなる。</p> <p>(2) 捜索隊員が保険責任期間に死傷した場合、山岳連盟は速やかに日高振興局に事故の詳細を報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は、直ちに事故の発生及び状況を北海道遭対協事務局（北海道総務部危機対策課）に報告する。</p> <p>(4) 日高振興局は、当該事故が「傷害保険」に該当する場合は速やかに傷害保険特約に係る手続をとる。</p> <p>(5) 日高振興局は、関係機関と連携し、その他必要な措置を速やかにとる。</p> <p>11 報告書の提出</p> <p>関係町、日高振興局、日高山岳連盟は、山岳会による捜索活動状況を取りまとめ、連絡会議にて救助対策部会所属団体に文書で報告する。</p>	<p>9 山岳会による捜索活動経費</p> <p>(1) 山岳会による捜索活動経費は次のとおりとし、「3 山岳会による捜索活動の意向確認」にあたって、遭難者の関係者等に概算額を提示する。</p> <p>ア 日当（食糧費を含む）・・・・・・・・ 1人あたり1日 30,000円</p> <p>イ 宿泊費（テント泊を含む）・・・・・・・・ 1人あたり1日 10,000円</p> <p>ウ 自動車燃料費・・・・・・・・ 使用車両毎に1日 10,000円</p> <p>エ 諸雑費（通信費、装備品使用料）・・・ 参加山岳会毎に1 捜索活動 5,000円</p> <p>オ その他・・・・・・・・ 其他、捜索活動に必要なとなった費用</p> <p>(2) 日高山岳連盟は、山岳会による捜索活動等が終了したのち捜索隊派遣に要した経費を取りまとめ、日高振興局に報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は、日高山岳連盟からの報告に基づき、内容精査のうえ、関係町に報告する。</p> <p>(4) 山岳会による捜索活動経費は、日高山岳連盟口座に納入させることとし、あらかじめ確認した負担者に関係町から請求する。</p> <p>(5) 日高山岳連盟は、負担者から納入された経費を各山岳会又は参加者等の口座に納入する。</p> <p>(6) あらかじめ確認した負担者から山岳会による捜索隊派遣に要した経費の納入がない場合、関係町、日高振興局は、遭難者、遭難者の家族又は関係者等と対応を協議する。</p> <p>10 捜索活動に従事して死傷した場合</p> <p>(1) 北海道遭対協は、1回の活動について8名を限度として包括・無記名の「傷害保険」に係る特約を締結しており、遭対協の山岳遭難救助隊員の保険責任期間は、出勤のため召集された時点から 任務終了後解散した時点までとなる。</p> <p>(2) 捜索隊員が保険責任期間に死傷した場合、山岳連盟は速やかに日高振興局に事故の詳細を報告する。</p> <p>(3) 日高振興局は、直ちに事故の発生及び状況を北海道遭対協事務局（北海道総務部危機対策課）に報告する。</p> <p>(4) 日高振興局は、当該事故が「傷害保険」に該当する場合は速やかに傷害保険特約に係る手続をとる。</p> <p>(5) 日高振興局は、関係機関と連携し、その他必要な措置を速やかにとる。</p> <p>11 報告書の提出</p> <p>関係町、日高振興局、日高山岳連盟は、山岳会による捜索活動状況を取りまとめ、連絡会議にて救助対策部会所属団体に文書で報告する。</p>	

北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会（遭対協）が行う山岳遭難救助活動 新旧対照表 (案)

新	旧	備 考
<p>別紙 令和 年 月 日</p> <p>山岳会による搜索活動依頼書</p> <p>北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会長 様</p> <p>住 所 氏 名 電話番号</p> <p>〇〇岳登山で行方不明となった遭難者（氏名： ）について、山岳会による搜索活動を次のとおり依頼します。 なお、搜索に係る経費については、負担者（氏名： ）が期日までにお支払いします。</p> <p>記</p> <p>1 遭難者 (住所) (氏名)</p> <p>2 搜索内容 (期間) 令和 年 月 日( ) ～ 令和 年 月 日( ) (費用) 約 円</p> <p>3 費用負担者 (住所) (氏名)</p> <p>4 その他 (1) 搜索の状況は、適宜、お知らせしてください。 (2) 搜索費用は、請求のあった日から14日以内に納入します。</p>	<p>別紙 令和 年 月 日</p> <p>山岳会による搜索活動依頼書</p> <p>北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会長 様</p> <p>住 所 氏 名 電話番号</p> <p>〇〇岳登山で行方不明となった遭難者（氏名： ）について、山岳会による搜索活動を次のとおり依頼します。 なお、搜索に係る経費については、負担者（氏名： ）が期日までにお支払いします。</p> <p>記</p> <p>1 遭難者 (住所) (氏名)</p> <p>2 搜索内容 (期間) 令和 年 月 日( ) ～ 令和 年 月 日( ) (費用) 約 円</p> <p>3 費用負担者 (住所) (氏名)</p> <p>4 その他 (1) 搜索の状況は、適宜、お知らせしてください。 (2) 搜索費用は、請求のあった日から14日以内に納入します。</p>	

北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会  
各構成機関の長様

北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会長  
(北海道日高振興局長) 高見 芳彦

令和7年度第2回北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会総会の結果について(通知)  
山岳遭難防止対策の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、書面により表決いただきました標記総会の結果について、次のとおりご報告いたします。

記

1 総会の成立

北海道日高地方山岳遭難防止対策協議会加盟の27団体のうち27団体に提出いただきましたので、協議会会則第12条第1項に基づく総会成立条件である過半数を満たす結果となりました。

2 審議内容及び評決結果

議案	賛成	反対	その他
環境省北海道地方環境事務所新ひだか自然保護官事務所の加盟について	27	0	0

議案については、協議会会則第12条第2項に基づき、出席者の過半数をもって可決されました。

【いただいたご意見】

- ・今後、遭対協の活動がより一層向上することと思います。

(事務局 北海道日高振興局地域創生部危機対策室)  
担当：書記 佐藤  
TEL：0146-22-9075